

## 第73回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和5年7月24日(月) 午後2時55分から午後4時  
 開催場所 姫路市役所 北別館 中会議室

### 農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏名	出欠	署名委員	備考
1	福永利一	出席	○	
2	松尾富昭	出席	○	
3	福岡溜	出席		
4	中塚良幸	出席		
5	田靡仁志	出席		
6	田口繁克	出席		
7	尾川和男	出席		
9	田中博	出席		
10	飯塚祐樹	出席		
11	萩原和好	欠席		
12	高濱宏章	出席		
13	岡本富博	出席		
14	宮下裕光	出席		
15	橋本静枝	出席		
16	小林忠明	出席		
17	青田誠	出席		会長職務代理者
18	大塚正穂	出席		会長職務代理者
19	岸本英夫	出席		会長

その他の出席者 0名

農業委員会事務局職員 4名

## 議事内容

- |       |   |
|-------|---|
| 議案第1号 | 農地確認及び非農地確認について   |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について  |
| 議案第3号 | 農地法第4条の規定による許可申請について  |
| 議案第4号 | 農地法第5条の規定による許可申請について  |
| 議案第5号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第6号 | 相続税等納税猶予適格者証明について   |
| 報告第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請等に係る事情聴取について  |
| 報告第2号 | 農地法第4条の規定による届出の専決について   |
| 報告第3号 | 農地法第5条の規定による届出の専決について   |
| 報告第4号 | 合意による解約等の通知について   |
| 報告第5号 | 県許可案件の許可状況について  |

(令和5年7月24日 午後2時55分)

議長 予定の方が揃われましたので、只今から、第73回総会を開催致します。

### 【議長挨拶】

現在の出席者数は、農業委員18名中17名の出席で過半数に達しております、会議は成立しております。なお、萩原委員から欠席の連絡を頂いております。

それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を福永委員と松尾委員にお願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。いずれも慎重審議をよろしくお願ひします。

まず、議案第1号「農地確認及び非農地確認」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号(P1)を説明する。  
〔農地確認及び非農地確認について〕

この度は、非農地確認の申請が5件提出されております。

1番です。的形町的形の畠[ ]につきまして、「令和5年6月2日の大雨により当該地の南部分が崩壊し、農地への復旧が著しく困難である」との申請です。現況は、「農地の擁壁が崩落しており、隣接している民家に土砂等が流入している状態」です。県の復旧工事で申請地の大部分が削り取られ法面保護を行うことになるとのことで、農地の復旧は困難と判断しております。このことが非農地確認の対象となることは、県に確認しております。

2番です。飾磨区構の田[ ]につきまして、「平成9年以前から、自動車整備工場敷地として利用している」との申請です。

3番です。網干区興浜の畠148m<sup>2</sup>につきまして、「昭和58年から、宅地として使用している」との申請です。

4番です。夢前町筋野の畑 [REDACTED] につきまして、「平成10年以前より、住宅敷地の一部として利用している」との申請です。

5番です。香寺町中仁野の畑 [REDACTED] につきまして、「平成8年以前より、住宅敷地の一部及び進入路として利用している」との申請です。

現況は、いずれも申請どおりの内容となっており、各担当委員から「適当である」との意見を頂いております。

各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願ひいたします。

議長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。

・・・

各委員

ないようですので、承認とすることによろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、承認と致します。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

[農地法第3条の規定による許可申請について]

議案第2号（P.2～P.5）を説明する。

農地法第3条の規定による許可申請について、この度は、10件の申請が提出されております。

1番と2番の地番36が市街化区域の案件である外は、いずれも調整区域の案件です。申請地は、いずれも譲渡人の「自作地」で、譲受人は、いずれも「個人」となっております。「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきましては、いずれの案件も申請地等に無断転用地等は確認されておらず、申請地の耕作に必要な農機具及び従事者等を確保されております。「通作距離」につきましては、いずれも15km以内となっております。「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」につきましては、いずれの案件も「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申請となっております。

それでは、案件毎に申請の概要をご説明いたします。

1番と2番につきましては、現在耕作面積が0m<sup>2</sup>の新規農家の方の案件です。

1番です。手柄の田 [REDACTED] につきまして、手柄の [REDACTED] が、[REDACTED]

[REDACTED] から「持分2分の1について遺贈を受けたい」との所有権移転の申請です。相続人への遺贈であれば相続に準じて扱われる農地法の許可是不要ですが、この案件は所有者が義父であり、相続人以外への特定遺贈ですので農地法の許可が必要となっております。なお、持分の残り2分の1については孫が相続するとのことです。作付作物は「野菜、果樹、花」となっております。なおこの案件、中南部地区農政協議会では「新規農家の事情聴取は必要」との意見となっております。

2番です。八家の田、畑 [REDACTED] につきまして、八家の [REDACTED] が、[REDACTED] から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。作付作物は「季節野菜、果樹」となっております。なおこの案件、中南部地区農政協議会では「新規農家の事情聴取は必要」との意見となっております。

3番以降につきましては、既に耕作面積がある方の案件です。

3番です。船津町の田 [REDACTED] につきまして、船津町の [REDACTED] が、[REDACTED] から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されます

と、耕作面積は[REDACTED]になる予定です。作付作物は「水稻」となっており  
ます。

4番です。豊富町豊富の田[REDACTED]につきまして、豊富町豊富の[REDACTED]  
が、[REDACTED]から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可され  
ますと、耕作面積は[REDACTED]になる予定です。作付作物は「露地野菜」と  
なっております。

5番です。豊富町豊富の田[REDACTED]につきまして、豊富町豊富の[REDACTED]  
が、[REDACTED]から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許  
可されると、耕作面積は[REDACTED]になる予定です。作付作物は「露地野  
菜」となっております。

6番です。豊富町豊富の田[REDACTED]につきまして、豊富町豊富の[REDACTED]  
が、[REDACTED]から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。同一世帯  
間での所有権移転のため、耕作面積に変更はありません。作付作物は「露地野  
菜」となっております。

7番8番です。飾東町豊國の[REDACTED]が、飾東町豊國の田[REDACTED]  
につきまして、[REDACTED]から「購入したい」との所有権移転の申請  
です。この件許可されると、耕作面積は[REDACTED]になる予定です。作付作  
物は「水稻」となっております。

9番です。御国野町深志野の田[REDACTED]につきまして、御国野町深志野の[REDACTED]  
が、[REDACTED]から「購入したい」との所有権移転の申請です。  
この件許可されると、耕作面積は[REDACTED]になる予定です。作付作物は  
「露地野菜」となっております。

10番です。香寺町相坂の田[REDACTED]につきまして、香寺町相坂の[REDACTED]  
が、[REDACTED]から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この  
件許可されると、耕作面積は[REDACTED]になる予定です。作付作物は「水  
稻」となっております。

いずれの案件も、中南部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に  
問題点は出でおりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。

何か、ご意見ご質問等ござりますか。また、報告や補足説明等ござりますか。

・・・。

各委員

特にない様ですので、それでは、まず事情聴取についてですが、地区協議会の  
意見もありましたので、1番2番については行う、ということでよろしいでしょ  
うか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、1番から2番の方につきましては、8月2日  
に来ていただきまして、事情聴取を行いたいと思います。

その他、なにかござりますか。

・・・。

各委員

特にない様ですので、それでは、総会規定に基づき、採決します。許可相当と  
判断される方は挙手をお願いします。

各委員

(全員挙手)

議長

全員の挙手をいただきましたので、本件許可相当といたします。

それでは、次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」及び「農地法施行規則第29条第1号の確認」について、事務局から説明をお願いします。

## 事務局

議案第3号(P6)を説明する。

### 〔農地法第4条の規定による許可申請について〕

農地法第4条の規定による許可申請について、この度は、2件の申請が提出されております。

「代替地の有無」につきましては、どちらも「他に事業目的に適した代替地はない」となっております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、どちらも転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。都市計画区域外の夢前町宮置の畠[■]につきまして、「カーポート、進入路にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、自宅への既存の進入路の2mの道幅を4mの幅に拡張し、車2台分を駐車するためのカーポートを設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、自己資金、現況はすでに一部が通路となっており、このことにつきまして始末書が添付しております。

2番です。調整区域の船津町の田[■]につきまして、「農家レストランの一部にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「農業用施設」に該当するものとして申請されております。「事業内容」につきましては、隣接の宅地と申請地にまたがる形で農家レストランを建築する計画となっております。なお、農家レストランでは、申請者が、隣地の農地で採取された新鮮な野菜や果物を使用した料理などを提供することです。「転用に必要な資力」につきましては自己資金、現況はすでに「雑種地」となっており、このことにつきまして始末書が添付しております。

どちらの案件も、北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

### 〔農地法施行規則第29条第1号の確認について〕

続きまして、農地法施行規則第29条第1号の確認について、ご説明いたします。この度は、2件の確認願が提出されております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、どちらも転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。都市計画区域外の安富町植木野の畠[■]につきまして、「露天農作業場として利用したい」との確認申請です。現況はすでに「雑種地」となっており、このことにつきまして始末書が添付しております。

2番です。調整区域の御国野町深志野の田[■]につきまして、「農業用倉庫として利用したい」との確認申請です。現況はすでに農業用倉庫が建っております。

どちらの案件も、北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長 有難うございました。  
それでは、質疑応答、補足説明も含めまして、なにか、ございませんか。

各委員 ・・・。

議長 ないようですので、議案第4号について、採決します。許可相当とすることに賛同いただける方は挙手をお願いします。

各委員 (全員挙手)

議長 全員の挙手を確認しましたので、「農地法第4条の規定による許可申請」については許可相当、「農地法施行規則第29条第1号の確認」については確認とします。

それでは続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号(P5)を説明する。  
〔農地法第5条の規定による許可申請について〕

農地法第5条の規定による許可申請について、この度は、4件の申請が提出されております。2番から4番が調整区域の案件、1番が都市計画区域外の案件となっております。「代替地の有無」につきましては、代替性の検討が必要な案件について、いずれも「他に事業目的に適した代替地はない」となっております。

「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、いずれも転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。夢前町糸田の田[ ]につきまして、[ ]が、「使用貸借権で借り受けて、一般住宅を建て、露天駐車場、駐輪場、庭を設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「集落に接続しており、日常生活上必要な施設等」に該当するものとして申請されております。「事業内容」につきましては、床面積[ ]の平屋建て一般住宅を建築し、車2台分の露天駐車場及び駐輪場、庭を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、融資及び自己資金となっております。

2番です。飾東町大釜の田[ ]につきまして、[ ]が、「使用貸借権で借り受けて、農家住宅を建て、露天駐車場、庭を設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「集落に接続して設置される日常生活上等必要な施設」に該当するものとして申請されております。「事業内容」につきましては、延床面積[ ]の住宅を建築し、車3台分の露天駐車場と庭を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、自己資金、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可不要証明が申請済となっております。

3番です。豊富町豊富の田[ ]につきまして、[ ]が、「譲り受けて、露天駐車場、進入路にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、既存の駐車場が手狭となったことからこれを拡張し、従業員並びに資材運搬トラック、お客様の計15台分の露天駐車場及び進入路として利用する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、自己資金となっております。

4番です。別所町別所の田[ ]につきまして、[ ]が、「譲り受けて、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、公共施設である別所インター出口から至近距離の「第3種農地」に該当する

と考えております。「事業内容」につきましては、普通車、重機・トラック計21台分の露天駐車場として利用する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、自己資金となっております。なおこの案件、転用面積が1,000m<sup>2</sup>を超えておりますので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「許可相当」との意見となっております。

いずれの案件も、北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございました。

3番から6番と24番から27番について、本日午前中に現地調査班が現地調査を実施しましたので、メンバーの中塚委員から、現地調査の概要報告をお願いします。

中塚委員

報告します。

現地は別所出口の南側で、山とバイパスに囲まれたところに位置しています。北南西に農地が隣接しているのですが、いずれも定期的に草刈りはなされているようでした。この辺りでは作付をされている方はほとんどおらず、転用については問題ないんじゃないかと思います。

議長

はい、報告、ありがとうございました。

事務局の説明その他について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、承認することでよろしいでしょうか。賛同いただける方は挙手をお願いします。

各委員

(全員挙手)

議長

全員の挙手を確認しましたので、許可相当とします。

次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積計画の決定」について、事務局から説明をお願いします。

議案第5号(P6)を説明する。

[農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積計画の決定について]

中間管理機構である「(公社)ひょうご農林機構」が借り受ける農地について受け手を選定し、市が作成した農用地利用集積計画案につきまして、市農政総務課から農業委員会の意見を求められているものでございます。農業委員会としましては、農地法3条の許可基準を準用して、決定及び意見についてのご協議をいただいているものでございます。農用地利用集積計画は、市が8月15日付で公告を行います。

今回の権利設定は、新規として1件、1筆、2,438m<sup>2</sup>につきまして、使用貸借権が設定されるものでございます。

借受人である飾磨区中島の[ ]につきましては、現在の耕作面積が0m<sup>2</sup>であり、北西部地区農政協議会におきまして、「新規農家に該当するため、事情聴取は必要」との意見となっております。その他は、特に問題点はでておりま

せん。本日の審議の結果を、市農政総務課へ送付したいと考えております。  
以上、農用地利用集積計画の決定につきまして、どうぞよろしくご審議お願ひいたします。

議長　只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員　・・・。

議長　それでは、事情聴取についてですが、地区協議会の意見もありましたので、行うということでおよろしいでしょうか。

各委員　異議なし。

議長　「異議なし」の声を得ましたので、8月2日に来ていただきまして、事情聴取を行いたいと思います。

その他、なにかございますか。

各委員　・・・。

議長　それでは、承認することでおよろしいでしょうか。

各委員　異議なし。

議長　「異議なし」の声を得ましたので、決定致します。

次に、議案第6号「相続税等納税猶予適格者証明」について、事務局から説明をお願いします。

事務局　議案第6号（P7）を説明する。

〔相続税等納税猶予適格者証明〕

今月は1件の証明願が出ておりますので、説明させていただきます。

書写の[REDACTED]が所有されていました市街化区域の農地2筆を、同居の子であります[REDACTED]が相続するというものです。農地の利用状況ですが、どちらも水稻をされています。

地区担当委員さんからは適當であるとの意見をいただいております。また、北西部地区農政協議会においても適當であるとの意見をいただいております。

説明は以上です。適格者証明書の交付の可否について、ご審議いただきますようお願いいたします。

議長　只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員　・・・。

議長　それでは、ご意見、ご質問はないようですので、議案第6号について、承認とすることでおよろしいでしょうか。

各委員　異議なし。

議長　「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。

これで議案は終わりまして、次に報告事項に入ります。

報告第1号について、事務局から説明をお願いします。

事務局　報告第1号（P8）を説明する。

[農地法第3条の規定による許可申請等に係る事情聴取について]

農地法第3条の規定による許可申請の決定に係る事情聴取について、6月にご審議いただきました新規農家3件の事情聴取を、7月5日に実施していただきました。

1番につきまして、地区担当委員から、申請人が高齢であるため一緒に農業をする2男に行うよう要望があった件についてですが、当日の2男の予定が合わず、その2男が地区担当委員を訪問し営農計画について直接説明を受けたとのことで、地区担当委員了解の下、事情聴取当日は申請人本人から説明を受けることとしましたことを報告します。

当日は、いずれも本人が来庁され、担当委員から、本人の営農意欲、農機具等の状況、通作距離の確認、営農計画の聴取等、営農指導をいただき、誓約書も提出されましたので、いずれも同日付にて許可書を交付しております。

議長

報告ありがとうございます。

それでは、事情聴取メンバーの飯塚委員から発表をお願いします。

飯塚委員

まず1件目ですが、申請人の方が高齢なんすけれども、地主の方と一緒に見えられました。今も畠までの道のりも元気の源だという風におっしゃってましたので、元気で頑張ってくださいと話をしました。

2番ですが、実家近くの農地で父親が農業していたのを手伝っていたところで、所有者は高砂市に転出しているのでそれを機会に所有権移転をされました。地域の行事等にも参加する様に話ををしておきました。

3番ですが、地元が船津町で、お父さんが借りられて5反ほどされていた一部で、継続して野菜を作りたいとのことです。池の当番や草刈りもされていて、実績はある方だったので、引き続きお願ひしますと話しました。

議長

詳細な報告ありがとうございます。

新規農家の事情聴取につきましては、4月に下限面積が廃止されて以降も、当面の間は原則すべて行うこととして決定しました。最近の案件を見ますと、生真面目な方ばかりで、今のところは問題のありそうな案件は見当たらざるに来ているかなと思います。6月には9件もの事情聴取を行うこととなり、開始時間を早めて実施し、十分に話を聞きたいけれども限られた中ですることとなったりしました。今後は、新規農家の事情聴取をする対象を限定する形で進めることも検討した方がいいんじゃないかと思うこともあります。今後の検討課題として、よろしくお願ひします。

次に、報告第2号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第2号(P9~P10)を説明する。

[農地法第4条の規定による届出の専決について]

市街化区域内農地の4条転用案件で、この度は、6月9日から7月6日の間に受け付けたもの、10件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議長

有り難うございます。

お目通しをお願いします。ご意見ご質問等ありますか。

各委員

・・・。

特にないようですので、確認といたします。

次に、報告第3号について、事務局から説明をお願いします。

議長

事務局

報告第3号（P11～P17）を説明する。  
〔農地法第5条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の5条転用案件で、こちらも、6月9日から7月6日の間に受け付けたもの31件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議長

有り難うございます。  
何かご質問等ございませんか。

各委員

…。

議長

24番の案件の備考にある「一時転用（～R6.3.31）農地復元の後、取消願と農地確認申請予定」について、説明してください。

事務局

市街化区域内の農地については、あらかじめ農業委員会に届出をすれば県知事許可は不要となっていますが、農地法上一時転用の取扱いが規定されていないため、一時的に転用する場合は、まずは転用の届出を提出し、事業完了して農地復元の後、届出の取消及び農地確認申請の手続きが必要となります。このことについて、明記しておいたものです。

議長

ほかに、なにかございますか。

…。

各委員

それでは、報告第3号について確認することによろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、確認といたします。  
次に報告第4号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第4号（P18～P34）を説明する。  
〔合意による解約等の通知について〕

合意による解約等の通知について、この度は、使用貸借契約の解約の通知が34件ございました。利用権に該当するものは31件で、うち、農地中間管理事業に該当するものは30件です。

以上、合意による解約等の通知につきまして、ご報告いたします。

議長

有り難うございます。なにか、ご質問等ございませんか。

…。

各委員

12番と18番は、貸人と借人が同じですが、これはどういうことですか。

議長

ここは、西脇地区と丸山地区では場整備事業を行っていますが、西脇地区的土地改良理事長は████████で、各農家からこの人が借りて中間管理へ渡して、工事に際して解約している。丸山地区的理事長が████████。自分の土地もあるので、地主が土地改良の理事長に貸して、理事長が中間管理にしている、との状態です。

大塚委員

- 議長 ほかに、なにかございませんか。
- 各委員 ・・・。
- 議長 ないようですね。  
次に報告第5号について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 報告第5号（P23～P25）を説明する。  
〔県許可案件の許可状況について〕  
  
県許可案件の許可状況について、6月において16件に許可が下り、既に許可証を交付しておりますことを、ご報告いたします。
- 議長 報告、有り難うございます。ご確認をお願いします。  
それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。
- (午後4時終了)

議事録署名委員

(議長)

岸本英夫

---

(署名委員)

福永利一

---

(署名委員)

松尾富昭

---